

# 顧問契約のご案内

当事務所では、お客様の企業・個人事業主の方々には、顧問契約をお勧めしています。

## 【メリット】

- 1 迅速な法律相談が可能です  
携帯電話による迅速な対応が可能です。メール・FAX・テレビ会議での法律相談が可能です。面談も実施できます（通常法律相談は、ご予約のご連絡を頂いた上で、面談にて実施します）。  
顧問先様とは日常にお付き合いをさせて頂き、営む事業を把握理解しています。法的助言も、スポットの依頼に比して、顧問先様に即した適切なものになります。  
顧問先の法律相談は、最優先して、対応させて頂きます。
- 2 経済的メリットもあります  
社内に法務部や法務担当の従業員を配置するより、経済的にコストを削減できます。顧問料は、税務上の必要経費となります。
- 3 他の専門家を紹介できます  
税理士、社会保険労務士、司法書士の各先生を紹介できます。
- 4 顧問弁護士の表示ができます  
顧問先様のホームページ等に、顧問弁護士として表示頂けます。  
対外的にも信頼性や信用度が増します。

## 【サービス詳細】

顧問料金	月額5万円（消費税別）から
顧問内容	電話・メール・FAXによる迅速な無料法律相談 簡単な文書作成（確認メモ、念書、相手方への法的メール（案）作成など）、他の専門家紹介、顧問弁護士の対外表示
対応時間	月1時間内 弁護士が算定し1時間を超過するときは、超過分はタイムチャージ費用を申し受けます。

大久保奉文法律事務所

東京都杉並区上荻1-18-3 第2亀屋ビル  
第一東京弁護士会 弁護士 大久保奉文  
電話 03-3220-0245 FAX03-3220-0246